

Press Release

報道関係者各位

2023年12月26日
日本公認会計士協会

監査法人及び公認会計士の行政処分について

本日、太陽有限責任監査法人が、金融庁から公認会計士法に基づく処分（契約の新規の締結に関する業務の停止3月ⁱ、業務改善命令及び処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査法人の業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3月）を受けるとともに、当該監査法人に対する課徴金納付命令に係る審判手続開始が決定されました。また、業務執行社員であった公認会計士は同法に基づく懲戒処分（業務停止6月）を受けました。

この事態は、公認会計士監査制度に対する社会の信頼に懸念を抱かせるものであり、遺憾であります。

当該監査法人からは、原因の調査、一部の再発防止策の開始及び業務改善計画の取りまとめを確実に実行していく旨が公表されています。当協会は自主規制団体として、当該監査法人の改善の状況を継続的に監視し、信頼回復に向けて指導や支援を行ってまいります。

以上

ⁱ 既存の監査業務は継続可能